

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年2月20日 08時00分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港の南公共ふ頭E岸壁 鹿島港南防波堤灯台から真方位196° 4.65海里付近 (概位 北緯35° 53.0′ 東経140° 41.2′)
事故の概要	貨物船 ^{ビエンドン} VIEN DONG 5 は、着岸作業中、係留していた油タンカー第三若吉丸 ^{わかよし} に衝突した。
事故調査の経過	平成31年2月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 VIEN DONG 5（ベトナム社会主義共和国籍）、4,124トン 9391555（IMO番号）、VIETNAM SEA TRANS HARTERING B 油タンカー 第三若吉丸、498トン 142559、若吉海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A（ベトナム社会主義共和国籍）、船長免状（ベトナム社会主義共和国発給） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか19人（全員ベトナム社会主義共和国籍）が乗り組み、南公共ふ頭E岸壁（以下「本件岸壁」という。）前面水域で約180°の進路変更を行う目的で主機を極微速力前進として右舵一杯とし、約3ノット（kn）の対地速力で約100°回頭した頃、本件岸壁に入船右舷着けで係留中のB船に接近したものの、船長Aが、B船の左舷方を通過できると思い、主機を中立運転として約3knの行きあしで右旋回を続けたところ、B船に衝突した。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、本件岸壁に係留中、左舷船尾部にA船の左舷船尾部が衝突した。
分析	A 船は、本件岸壁の前面水域で着岸作業中、約3knの行きあしで右旋回しながら本件岸壁に係留中のB船に接近する状況下、船長Aが、B船の左舷方を通過できると思い、右旋回を続けたことから、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、係留中、A船が衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が、本件岸壁の前面水域において、着岸作業中、約3knの行きあしで右旋回しながら本件岸壁に係留中のB船に接近する状況下、船長Aが、B船の左舷方を通過できると思い、右旋回を続けたため、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・他の船舶等と十分な距離を隔てて離着岸等の操船を行うこと。・港内において、操船を行う際には、自船の操縦性能、水域等を勘案し、必要に応じてタグボートの支援を受けることが望ましい。